

特別養護老人ホーム エンゼルの丘 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会が開設する特別養護老人ホーム「エンゼルの丘」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、各居室において入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 特別養護老人ホーム エンゼルの丘
所在地 埼玉県深谷市今泉625番地

(利用定員)

第4条 ユニット施設は、その利用定員を60人とする。

(1) ユニット数 6ユニット
(2) ユニット毎の利用定員 10人

2 多床室施設は、その利用定員を30人とする。

(1) 多床室 30人
3人部屋 2ヶ所 4人部屋 6ヶ所

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 ユニット施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務 ユニットと多床室、併設ショートステイの管理者を兼務)
センター長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- (2) 医師 1人以上(非常勤兼務 ユニットと多床室の医師を兼務)
医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- (3) 生活相談員 1人(常勤兼務 ユニットと多床室の相談員、介護支援専門員を兼務)
生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。
- (4) 介護職員 17人以上(常勤専従17人以上、内6人以上はユニットリーダー)
介護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とする。
- (5) 看護職員 3人以上(常勤兼務3人以上、機能訓練指導員と兼務、ユニットと多床室の看護職員を兼務)
看護職員の職務は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。
- (6) 栄養士 1人以上(常勤兼務1人以上、ユニットと多床室、併設ショートステイの栄養士を兼務)
栄養士の職務は、献立作成・食材発注・検品作業・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う事とする。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上(非常勤兼務1人以上、看護職員と兼務、ユニットと多床室の機能訓練指導員を兼務)
機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関する事、並びにそれに伴う介護職員への指導などを行う事とする。
- (8) 介護支援専門員 1人以上(常勤兼務、ユニットと多床室の介護支援専門員を兼務)
介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関する事、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関する事、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。
- (8) 事務員 1人以上(常勤兼務1人以上、ユニットと多床室の事務員を兼務)
事務員の職務は、庶務及び総務、経理、並びに保険請求事務とする。

2 多床室施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務 ユニットと多床室、併設ショートステイの管理者を兼務)
センター長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- (2) 医師 1人以上(非常勤兼務 ユニットと多床室の医師を兼務)
医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- (3) 生活相談員 1人(常勤兼務 ユニットと多床室の相談員、介護支援専門員を兼務)
生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。
- (4) 介護職員 10人以上(常勤専従10人以上)
介護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とする。
- (5) 看護職員 3人以上(常勤兼務3人以上、機能訓練指導員と兼務、ユニットと多床室の看護職員を兼務)
看護職員の職務は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

- (6) 栄養士 1人以上(常勤兼務1人以上、ユニットと多床室、併設ショートステイの栄養士を兼務)
栄養士の職務は、献立作成・食材発注・検品作業・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上(常勤兼務1人以上、看護職員と兼務、ユニットと多床室の機能訓練指導員を兼務)
機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関すること、並びにそれに伴う介護職員への指導などを行うこととする。
- (8) 介護支援専門員 1人以上(常勤兼務、ユニットと多床室の介護支援専門員を兼務)
介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。
- (8) 事務員 1人以上(常勤兼務1人以上、ユニットと多床室の事務員を兼務)
事務員の職務は、庶務及び総務、経理、並びに保険請求事務とする。

第三章 設備

(設備及び備品等)

第6条 ユニット施設の設備、備品等は次のとおりとする。

- (1) 居室
居室には、ベッド・チェスト等を備える。
- (2) 静養室(ユニット・多床室共用)
居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする。
- (3) 調理室(ユニット・多床室共用)
火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。
- (4) 医務室(ユニット・多床室共用)
施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医務室を設ける。医務室には、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- (5) 浴室(ユニット・多床室共用)
浴室は、居室のある階ごとに設ける。1階に一般浴槽、2階に特殊浴槽を設ける。
- (6) 洗面設備及び便所
洗面設備は居室ごとに設ける。便所は各ユニットスペース、・食堂・機能訓練室に必要数設ける。
- (7) 事務室(ユニット・多床室共用)
事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。
- (8) その他の設備(ユニット・多床室共用)
施設は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・面談室・霊安室・宿直室・エレベータ等を設ける。

2 多床室施設の設備、備品等は次のとおりとする。

- (1) 居室
居室には、ベッド・チェスト等を備える。
- (2) 静養室(ユニット・多床室共用)

居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする。

- (3) 調理室(ユニット・多床室共用)
火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。
- (4) 医務室(ユニット・多床室共用)
施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医務室を設ける。医務室には、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- (5) 浴室(ユニット・多床室共用)
浴室は、居室のある階ごとに設ける。1階に一般浴槽、2階に特殊浴槽を設ける。
- (6) 洗面設備及び便所
洗面設備は居室ごとに設ける。便所は食堂・機能訓練室に必要数設ける。
- (7) 事務室(ユニット・多床室共用)
事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。
- (8) その他の設備(ユニット・多床室共用)
施設は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・面談室・霊安室・宿直室・エレベータ等を設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(入退所)

第9条 入所

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第10条 退所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第11条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第12条 介護の取扱い

- (1) 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

第13条 施設介護サービス計画

- 1 施設のセンター長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以後「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあた

る他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第14条 (介護サービスの内容)

サービスは、前条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。

また、排泄、口腔衛生管理、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 入所者の心身の状況に応じて計画的な栄養管理を実施する。

ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(食事の提供)

第15条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供することとする。

2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第16条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第17条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第18条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第21条 利用料

指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

第22条 その他の費用

施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 ユニット型個室1日2,066円 従来型多床室1日915円
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
- (2) 食費 朝450円 昼650円 夕520円 合計1,620円/1日当たり
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
- (3) 日用品費 1日 210円
入所者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合。
- (4) 教養娯楽費 実費
入所者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合にかかる費用
- (5) 理美容費 実費
- (6) 電気料金 1ヶ月 1,500円
入所者の希望により、電化製品を持ち込んだ場合の電気料金
- (7) 行事参加費 1回 500円

(8) コピー料金 (B5・A4) 10円 / (B4・A3) 15円

(9) 写真代 1枚 40円

季節行事等の写真を購入希望の代金

(10) 特別な室料(新棟)

Aタイプ 面積12.50㎡(トイレ、洗面台付き) 1日 400円

Bタイプ 面積14.50㎡ 1日 300円

(11) 預り金管理手数料 1,000円/月 (預け金がある場合)

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。尚、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(協力病院)

第23条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第24条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第25条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第26条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第27条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

2 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行う。

3 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第28条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時等の対応)

第29条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常時その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難及び訓練等を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第31条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第32条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他の事項)

第33条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する事により、利用者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を深めることとする。
- 5 施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 6 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。
- 7 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体的拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとする。

第34条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、社会福祉法人かつみ会理事長と施設のセンター長が協議の上、別に定める。

附則

この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 6日から施行する。

この規程は、令和 2年 5月30日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。